
栗東市

まちづくり^{ひと}女と^{ひと}男の共同参画プラン

《第 6 版》

骨子案について

令和 2（2020）年 7 月時点

栗東市

市 民 憲 章

わたしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 一. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和 52（1977）年 1 月 1 日制定、平成 13（2001）年 10 月 1 日市政施行に伴い改正

栗東市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、
互いに認めあい、支えあい、自分らしく、
いきいきと生きることができる栗東市民であるために、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一. 性別による役割分担意識や制度、慣習にとらわれないまちをつくります。
- 一. 家庭、地域、学校、職場等で、ともに参画し、責任を分かちあうまちをつくります。
- 一. 男女平等の理念に基づいて、子どもを育てるまちをつくります。
- 一. 国際社会の一員として、ともに地球環境を守るまちをつくります。

平成 14（2002）年 3 月 2 2 日制定

目次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置付けと期間	2
3 プラン策定の経緯	2
4 男女共同参画をめぐる状況	3
5 栗東市における男女共同参画を取り巻く状況	6
6 前プラン（第5版）における取組みの現状と検証	17
7 市民アンケートにみる現状と課題	21
8 事業所アンケートにみる現状と課題	29
第2章 基本的な考え方	34
1 基本理念	34
2 全体を通じた重要な視点	34
3 基本目標と重点課題	35
3 施策体系	37
第3章 プランの内容	38
基本目標1 あらゆる人権の尊重と意識づくり	38
基本目標2 職業と家庭・地域生活との両立支援	38
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進	38
第4章 関連指標	38
第5章 推進体制	38
資料編	38

第 1 章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

わが国では、国際社会の動きとも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進し、平成 11（1999）年 6 月には、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組みを総合的に推進していくことを目的に、「男女共同参画社会基本法」が制定・施行されました。この中で男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（「男女共同参画社会基本法」第 2 条）であると、明確に定義されました。

また、本格的な人口減少時代が到来する中で、「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」（平成 27(2015)年施行）や「子ども・子育て関連 3 法（こども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）」（平成 27(2015)年施行）、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 28(2016)年施行）等が整備され、女性が働きながら出産・子育てができる社会の実現に向けた施策が進められています。

国際社会においては、平成 27（2015）年に国際連合本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この中で「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、令和 12（2030）年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディ・ジーズ[※]）として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）などが設定され、その中にはジェンダーの平等をはじめとした男女共同参画に関わる項目も多く含まれています。

本市においては、平成 7（1995）年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきました。このプランは社会情勢の変化やプランの成果や課題等を踏まえて 5 年ごとに改定を行い、平成 28（2016）年 3 月には第 5 版が策定されました。

このほど、第 5 版が令和 2（2020）年度に計画期間を終えることから、こうした国や国際社会の動向、さらには本市における環境変化や新たな課題等を踏まえ、新たに「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン 第 6 版」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。

本プランを礎として、本市の男女共同参画にかかる施策を総合的・計画的に推進していきます。

[※]SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、国連加盟 193 か国が協調して達成すべき目標をまとめたもの。日本でも官民を問わず、様々な取組みが進められている。

2 プランの位置付けと期間

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定められた市町村推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める市町村基本計画にも相当するものです。

策定にあたっては、本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめ、「栗東市人権擁護計画」や「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する諸計画との整合を図りました。

本プランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。ただし社会情勢の変化や本プランの進捗状況の評価・検証等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」の計画期間

(年度)									
平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
第5版									
				策定	第6版				

3 プラン策定の経緯

本プランの策定にあたっては、5期にわたる取組みを検証するため「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」（令和元(2019)年度実施）や関係事業所に対するアンケート調査（令和元(2019)年度実施）を行い、パブリックコメントの実施などにより、広く市民の意見やニーズの把握に努めました。

また、庁内各課において前プランの検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、社会情勢の変化などに対応するため施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、学識経験者や関連団体代表、公募市民らで構成される栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会において数次にわたって審議を重ね、本プランを策定しました。

4 男女共同参画をめぐる状況

(1) 国際的な動向

国際連合（国連）は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その後の 10 年間に「国際婦人の 10 年」として、女性の地位向上を目指す取組みを展開しました。

昭和 54（1979）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」及び平成 12（2000）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、平成 12（2000）年に開催された国連特別総会の「女性 2000 年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けてさらなる行動を実施することが約束されました。

平成 25（2013）年に開催された第 57 回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」、「第 23 回国連特別総会」成果文書、「第 4 回世界女性会議」の 10 周年及び 15 周年に当たって委員会によって採択された宣言が再確認されています。

そして、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 年目に当たる平成 27（2015）年には、「北京+20」として、第 59 回国連婦人の地位委員会において、これまでの取組状況に関するレビューを行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27（2015）年の 9 月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

この中で国際社会が目指すべき平成 27（2015）年から令和 12（2030）年までの長期的な開発の指針として、SDGs（エス・ディー・ジーズ）が示されました。

SDGs では「ジェンダー平等を実現しよう」という項目があるほか、貧困、健康・福祉、教育、働きがいなど、男女共同参画に関連するゴールやターゲットが多く含まれています。

令和 2（2020）年 1 月からは SDGs 達成のための「行動の 10 年（Decade of Action）」がスタートし、日本を含む世界各国で 2030 年までに SDGs を達成するための取組みが進められています。

(2) 国の動向

わが国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11（1999）年には男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

「男女共同参画社会基本法」の 5つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

平成 12（2000）年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は平成 17（2005）年、平成 22（2010）年の改定を経て、平成 27（2015）年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、「男性中心型労働慣行等の変革」や、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「困難な状況に置かれている女性のきめ細かな支援」「男女共同参画の視点からの防災・復興対策等」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」「国際的な規範・基準の尊重」「地域における推進体制の強化」などが、改めて強調されています。

さらに、平成 27（2015）年には「女性活躍推進法」が成立・一部施行され、国や地方公共団体及び民間事業主（従業員 301 人以上、令和4年度以降は 101 人以上）に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。

親しい男女間の暴力問題（ドメスティック・バイオレンス＝DV）※については、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13（2001）年に「DV防止法」が施行されました。この法律は平成 25（2013）年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

また、わが国が本格的な少子高齢化の時代を迎えたことから、国では少子化対策を総合的に進めるため平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、さらに平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、これに基づき平成 27（2015）年から、子ども・子育てに関する新たな支援制度が施行されました。令和元（2019）年5月には「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育が無償化されるなど、働きながら出産・子育てがしやすい環境の整備が推進されています。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：「DV防止法」では配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力とされているが、一般には恋人など親密な関係にある男女間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。

（３）栗東市の動向

本市では、栗東町時代の昭和 54（1979）年に教育委員会社会教育課に青少年婦人対策担当を設置しました。昭和 61（1986）年には「栗東町婦人対策の方向」を策定し、女性政策を開始しました。

平成 5（1993）年には、女性行政の総合的な調整機能をより強化するため、総務部生涯学習課に女性対策係を設置し、さらに庁内職員による女性政策推進委員会を設置して男女共同参画に関する全庁的な取組みを展開しました。

また、昭和 59（1984）年に設置された栗東町婦人問題協議会（現：栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会）からの提言や、平成 3（1991）年に実施した「婦人問題に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、平成 7（1995）年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」を策定し、教育・福祉・労働・まちづくり等のあらゆる分野での男女共同参画の取組みを推進してきました。

このプランは数次の改定を経て、本プランへと継承されています。

また、男女共同参画と関連性が高い分野として、平成 11（1999）年に「人権教育のための国連 10 年栗東市行動計画」を策定し、人権教育・啓発に重点を置いた取り組みを進めてきました。この流れを受け、これまでの成果と課題を検証し、平成 24（2012）年に「栗東市人権擁護計画」を策定しました。その中で男女共同参画の推進を含むあらゆる分野において一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目標に、様々な施策を推進しています。

さらに平成 27（2015）年には、「栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもの人権の尊重や、職業生活と家庭生活の両立支援など、性別を問わず安心して子育てができる環境の整備に努めてきました。この計画は令和 2（2020）年に「第 2 期栗東市子ども・子育て支援事業計画」として改定が行われ、男女共同参画による子育ての推進などの様々な施策を推進しています。

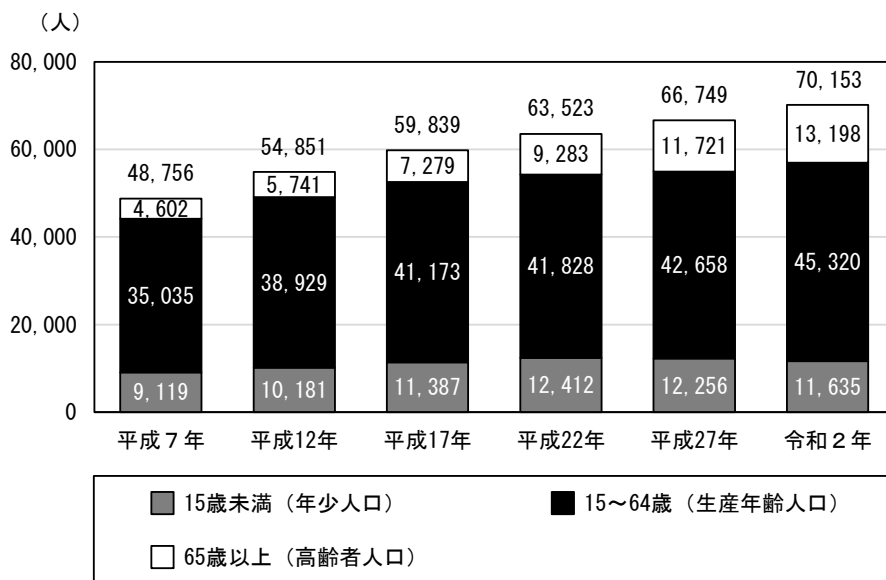
一方、市政施行後の平成 14（2002）年には、滋賀県下で 2 番目となる「男女共同参画都市」を宣言し、誰もが互いに大切な存在であることに気づき、人と個性を尊重し、認め合い、支え合い、自分らしく人間らしく幸せに生きることができる活力ある男女共同参画都市の実現を目指しています。

5 栗東市における男女共同参画を取り巻く状況

(1) 人口

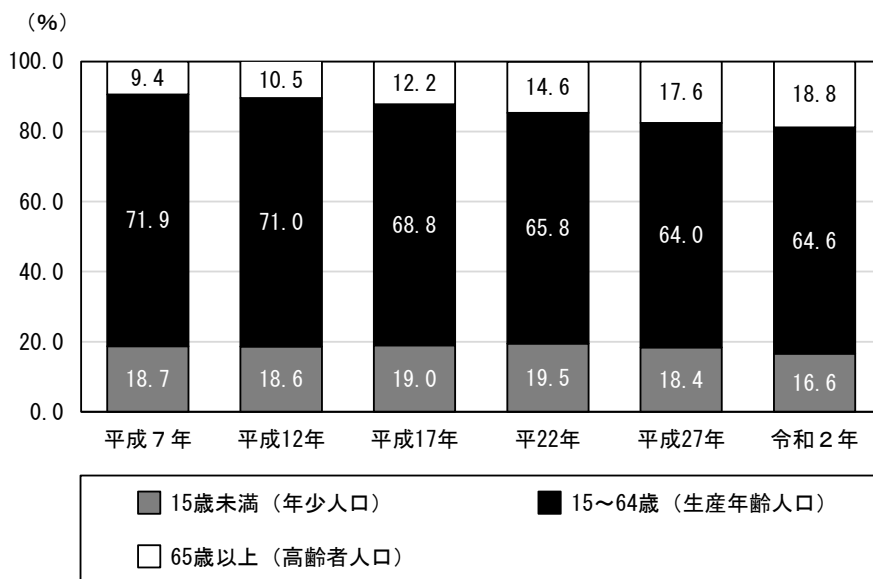
本市の総人口は、令和2（2020）年3月1日時点で70,153人となっています。総人口は年々増加しており、中でも65歳以上の割合が年々多くなっています。その半面、15歳未満の割合は平成27年以降、減少に転じており、15～64歳人口の割合も減少傾向にあります。

【年齢3区分人口の推移】



資料：国勢調査。令和2年は住民基本台帳（令和2年3月1日時点）

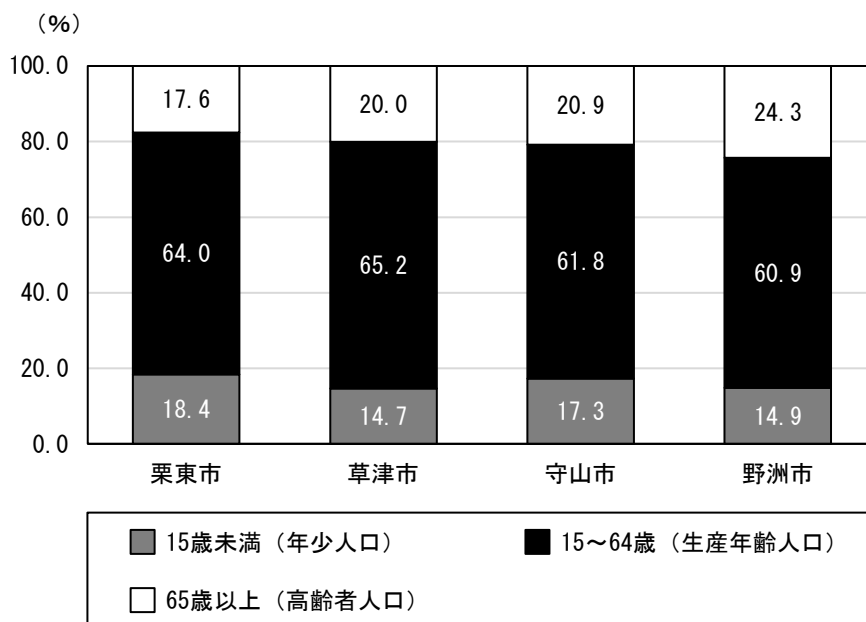
【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：国勢調査。令和2年は住民基本台帳（令和2年3月1日時点）

近隣市との比較では、草津市、守山市、野洲市のいずれよりも 65 歳以上の割合が少なく、15 歳未満の割合は多くなっています。また、15 歳未満と 15～64 歳の割合の合計も、他市より多くなっています。

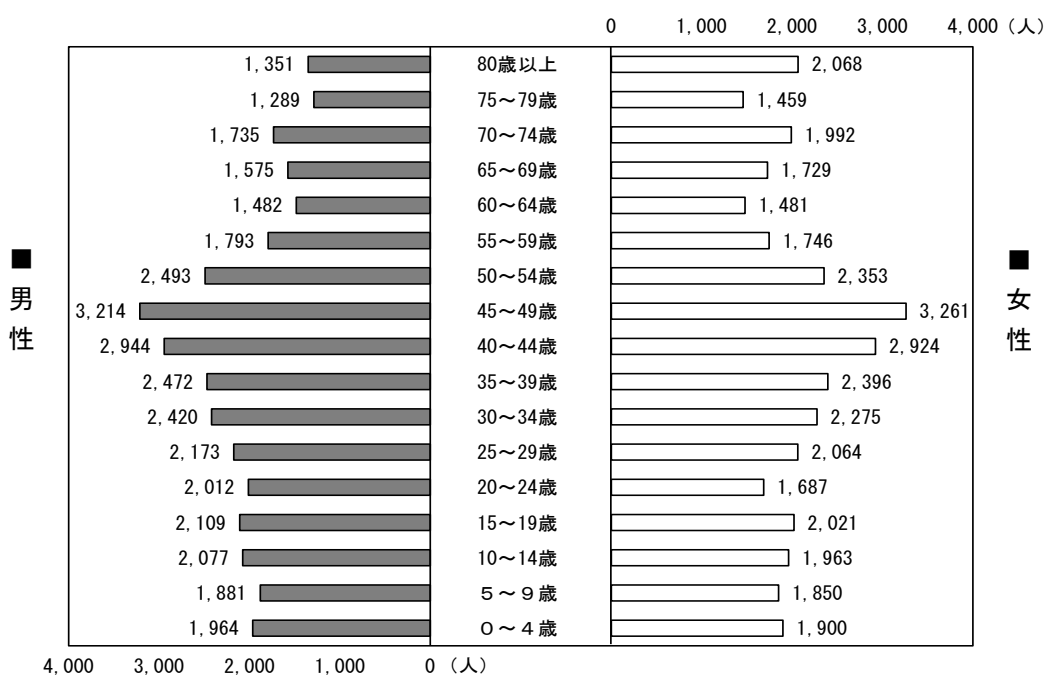
【年齢3区分別人口割合（近隣市との比較）】



資料：国勢調査（平成 27 年）

人口ピラミッドをみると、30 歳代～50 歳代前半の人口が多くなっています。80 歳以上では、男性より女性が顕著に多くなっています。

【人口ピラミッド】

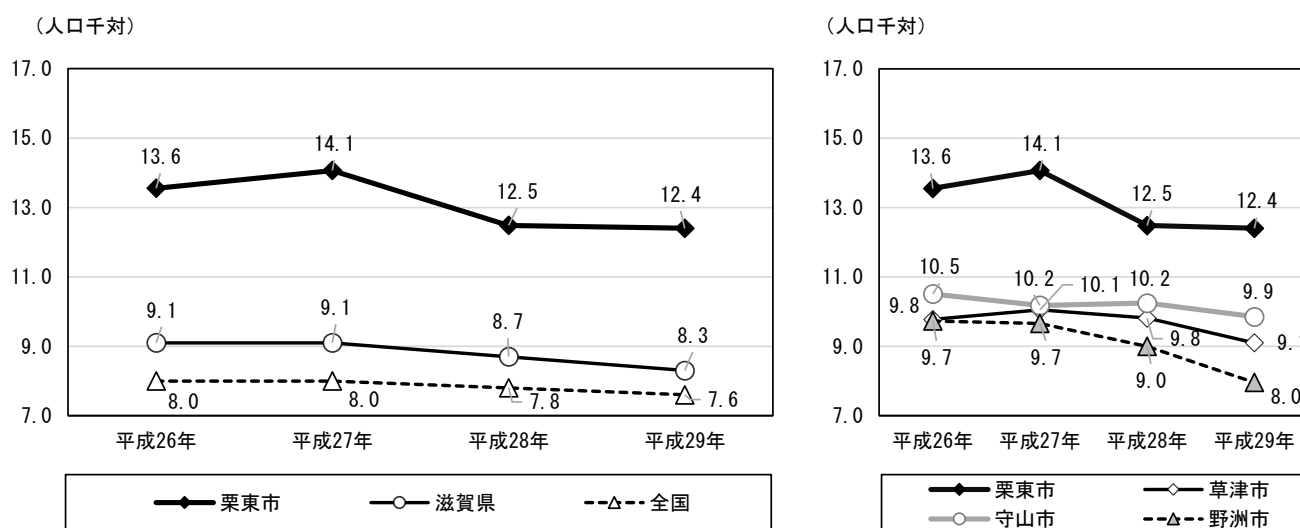


資料：住民基本台帳（令和 2 年 3 月 1 日時点）

(2) 出生率

本市の出生率（人口千人あたりの出生数）は、増減を繰り返しながら推移してきましたが、平成 28（2016）年以降は減少傾向となっています。ただし全国や滋賀県、近隣各市との比較では、高い水準で推移しています。

【出生率の推移】

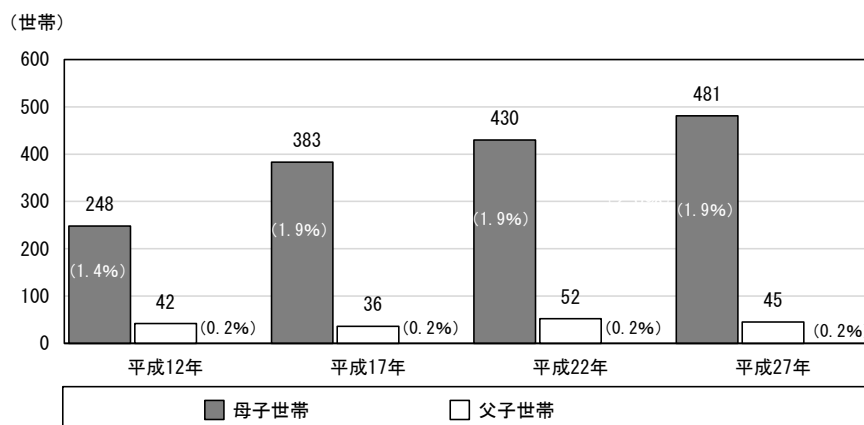


資料：人口動態調査（全国、県）、住民基本台帳（各市）

(3) ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯は、世帯数の増加とともに特に母子家庭の数が増加を続けていますが、一般世帯に対する割合は平成 17（2005）年以降、1.9%で横ばいとなっています。父子家庭は一般世帯に対する割合が平成 12（2000）年以降、各年 0.2%で推移しています。

【ひとり親世帯の状況（カッコ内の%は一般世帯に対する割合）】

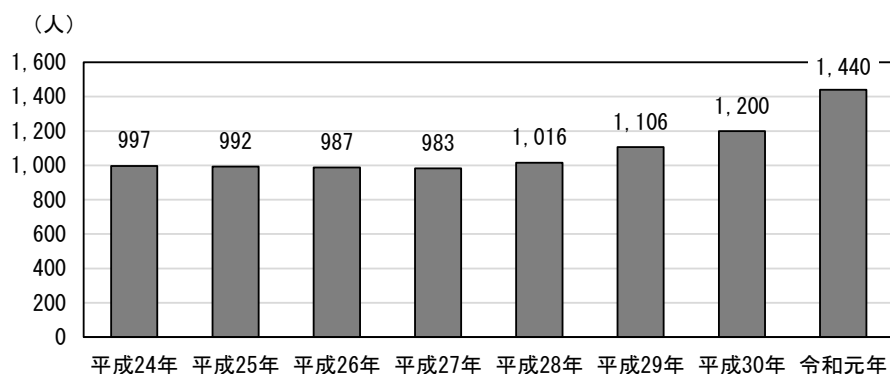


資料：国勢調査

(4) 外国人住民の状況

本市に居住する（住民票がある）外国人の数は、平成 27（2015）年までは、ほぼ 1,000 人弱で推移していましたが、平成 28（2016）年以降は増加傾向がみられます。

【栗東市の外国人住民数の推移】



資料：滋賀県総合企画部国際課（各年 12 月 31 日時点）

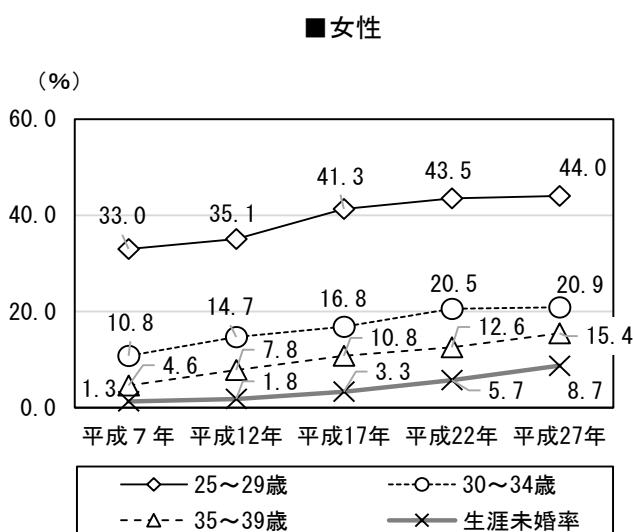
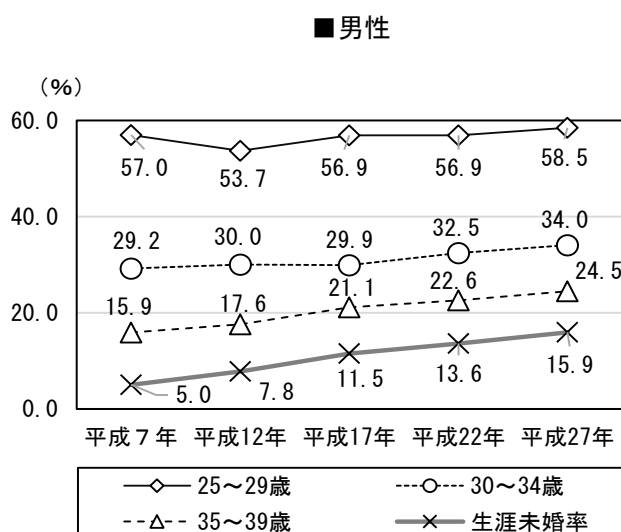
(5) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移をみると、男女とも 25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳の各年齢層で全体としては増加傾向にあります。男性では 25～29 歳で半数を上回って推移しており、平成 27（2015）年は 58.5%と、6割に迫ろうとしています。

女性では 25～29 歳で、平成 27（2015）年は平成 7（1995）年と比較して 11.0 ポイント増の 44.0%と、男性ほどではないものの高い水準となっています。

生涯未婚率（45～49 歳と 50～54 歳の未婚率の平均値）も男女ともに年々増加傾向にあり、特に男性は平成 17（2005）年以降、1 割を超える水準で推移しています。

【未婚率の推移】



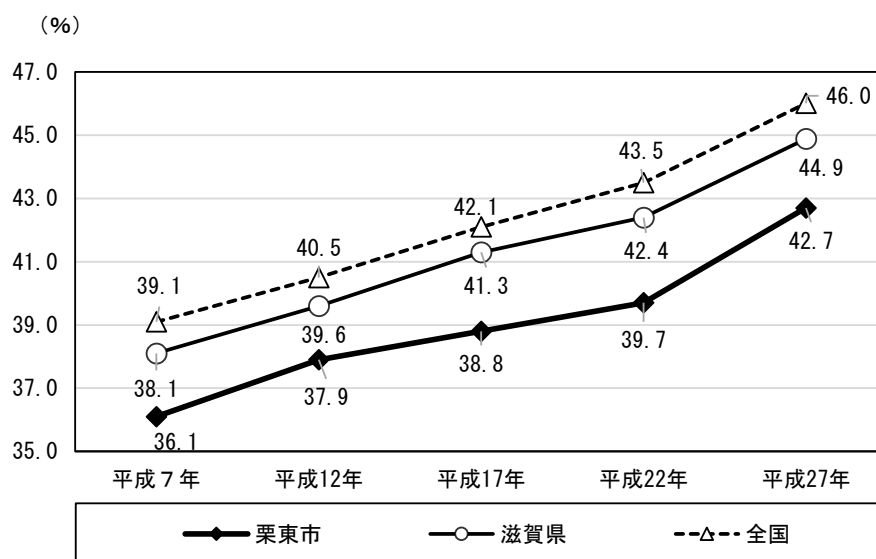
資料：国勢調査

（６）女性の雇用・就労の状況

本市の雇用者全体に占める女性の割合は年々増加傾向にあり、平成 27（2015）年は平成 7 年と比較して、6.6 ポイント増の 42.7%となっていますが、全国や滋賀県よりは低い水準となっています。

近隣市との比較では、平成 7（1995）年以降、各市よりも低い水準で推移しています。

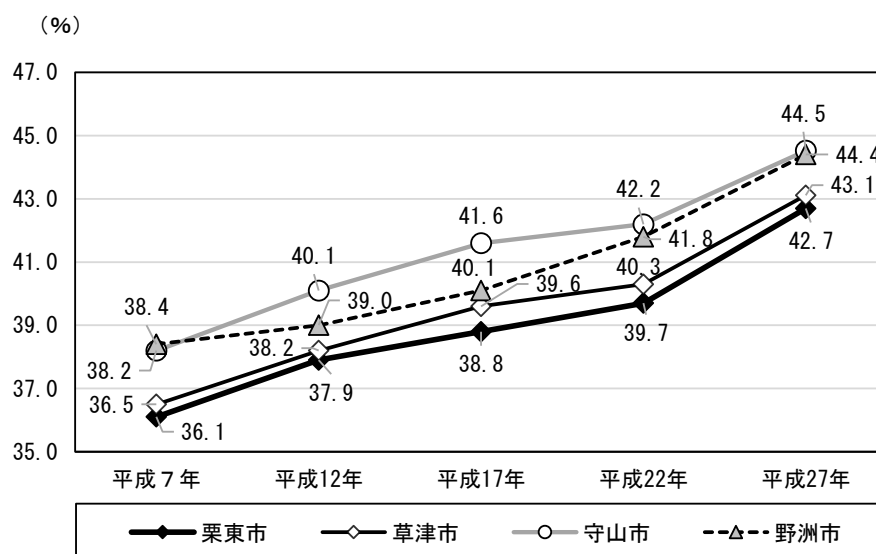
【女性雇用者割合の推移】



資料：国勢調査

雇用者とは：会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人によること。（ここでは「役員」を含む）

【女性雇用者割合の推移（近隣市との比較）】

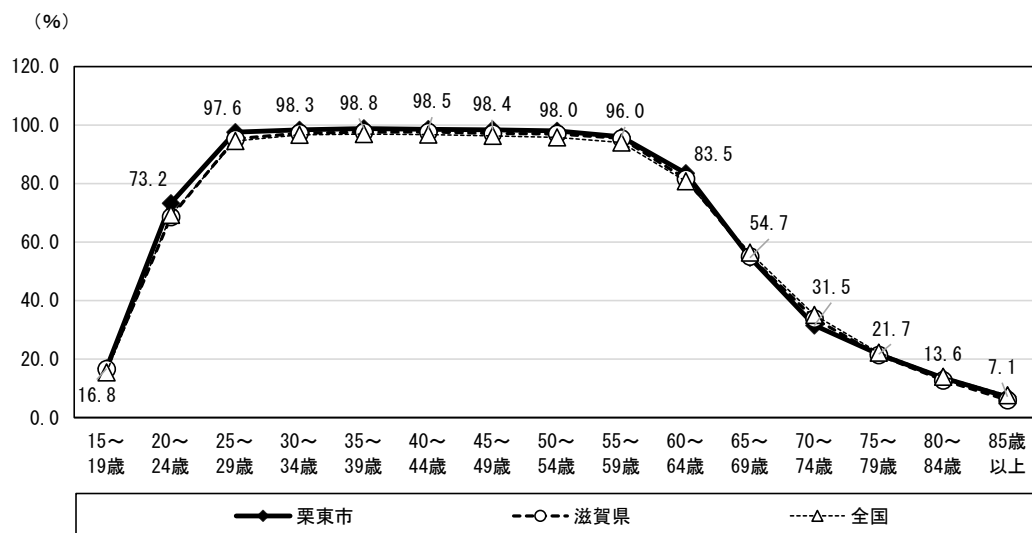


資料：国勢調査

(7) 労働力率の状況

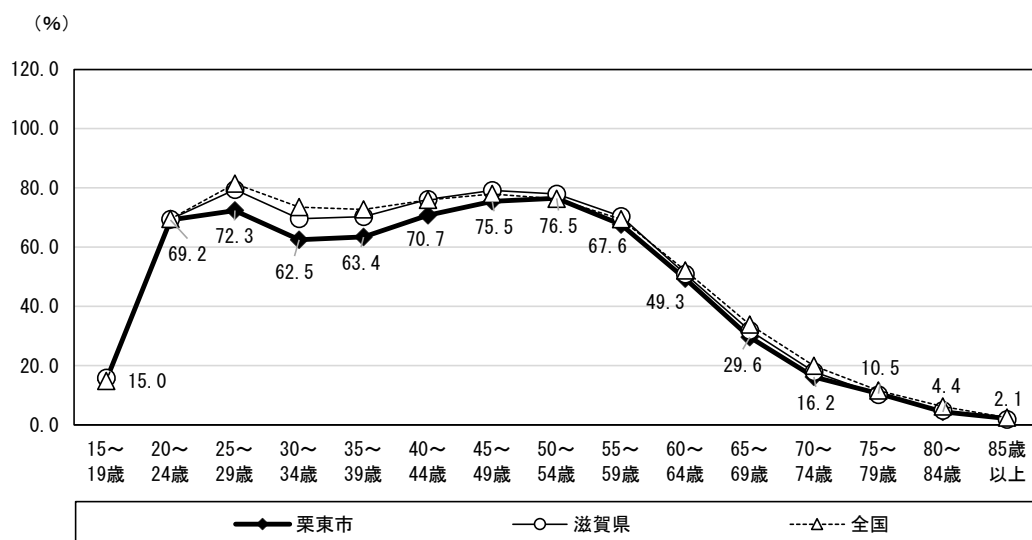
本市の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた数）は、男性ではほぼ全国や滋賀県と同様の傾向となっていますが、女性では25～44歳にかけて全国や滋賀県より低くなっており、グラフが描くいわゆるM字カーブの谷が深くなっています。

【労働力率の状況／平成27年 男性】



資料：国勢調査

【労働力率の状況／平成27年 女性】

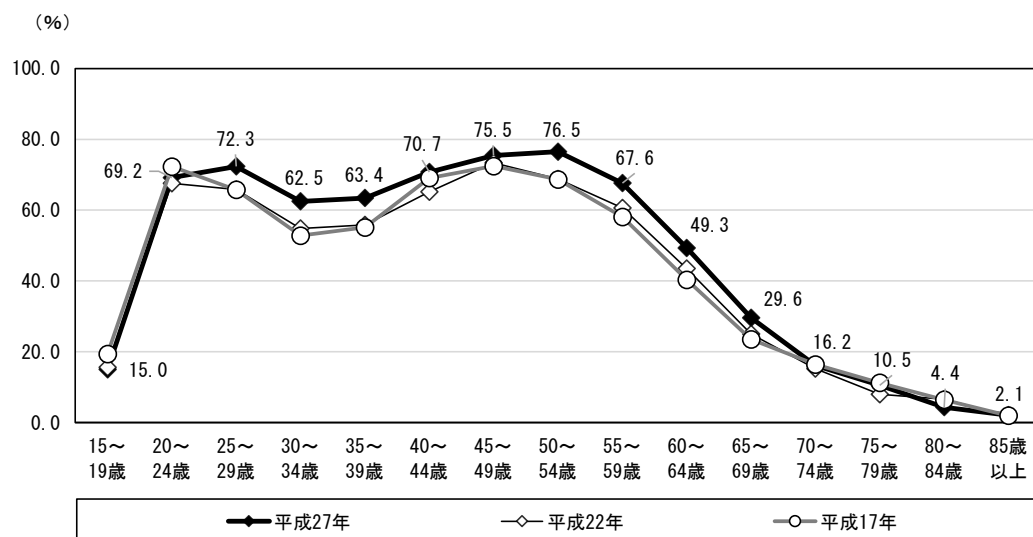


資料：国勢調査

女性の労働力の推移をみると、30～34 歳で最も深くなっているグラフのM字カーブの底が、年々浅くなってきており、女性の社会進出が進展しているようすがうかがえます。

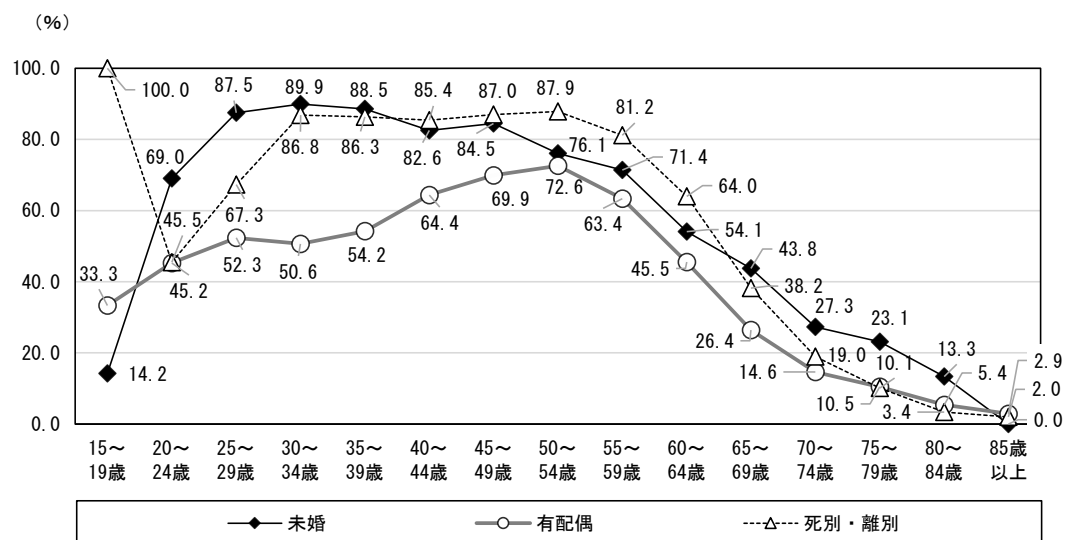
また、有配偶者と比較して未婚の女性と死別・離婚した女性で、M 字カーブの底がほぼない状況となっています。

【女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査

【女性の労働力率 婚姻状況別（平成 27 年）】

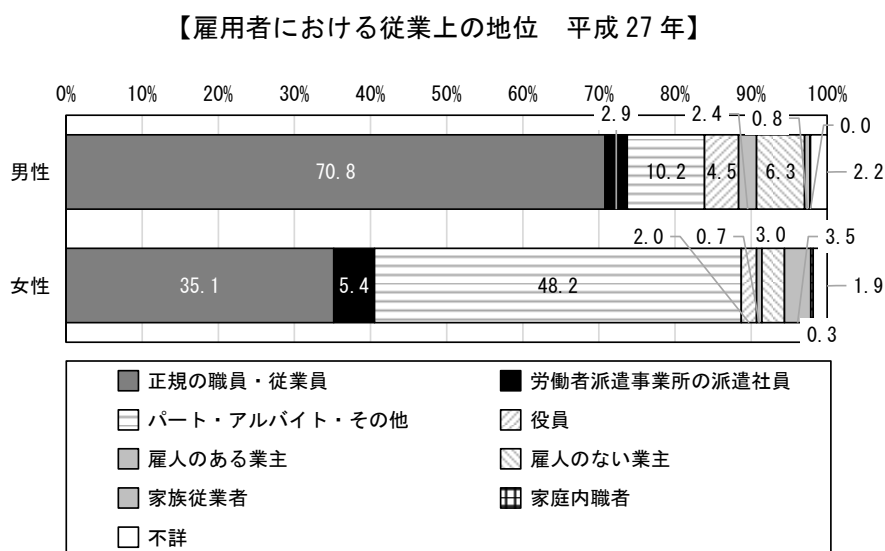


資料：国勢調査

（８）雇用者における従業上の地位

本市の雇用者における従業上の地位をみると、男性では「正規の職員・従業員」が７割を超えているのに対し、女性では 35.1%となっています。

「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」を合わせた割合は、男性が 13.1%なのに対し、女性では 53.6%と半数を超えています。



資料：国勢調査

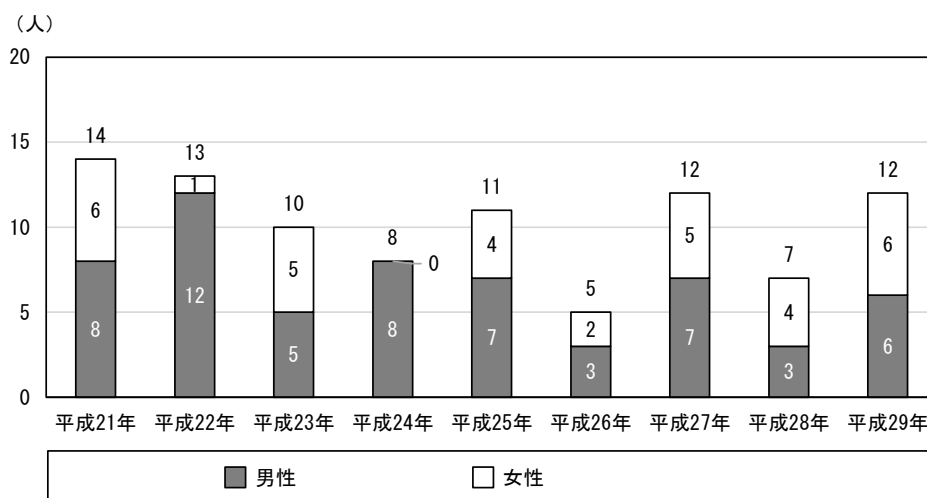
(9) 自殺者の状況

本市の自殺者数の推移をみると、各年増減はあるものの、10人台の年が多くなっています。女性より男性の自殺者が多い年が目立ちます。

男女別・年代別の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）をみると、男性では全国より低い水準となっていますが、40歳代、50歳代で自殺者が多くなっています。

女性では年齢層による違いが大きくなっており、20歳代、40歳代、60歳代で全国を上回っています。

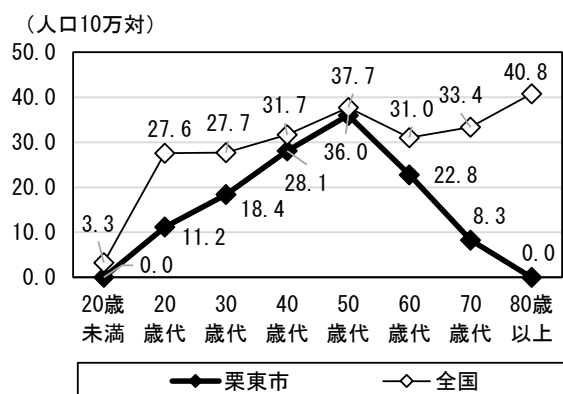
【男女別自殺者数の推移】



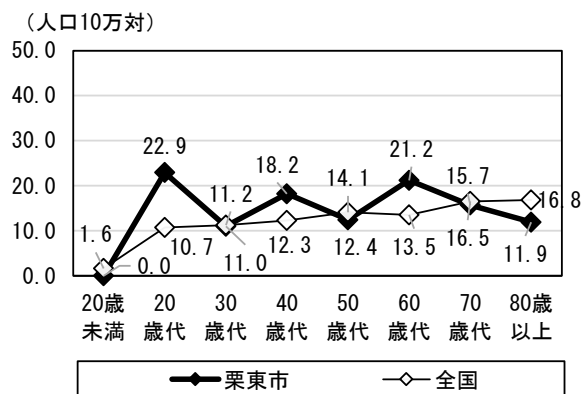
資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

【年代別の自殺死亡率（平成25～29年）】

■男性



■女性



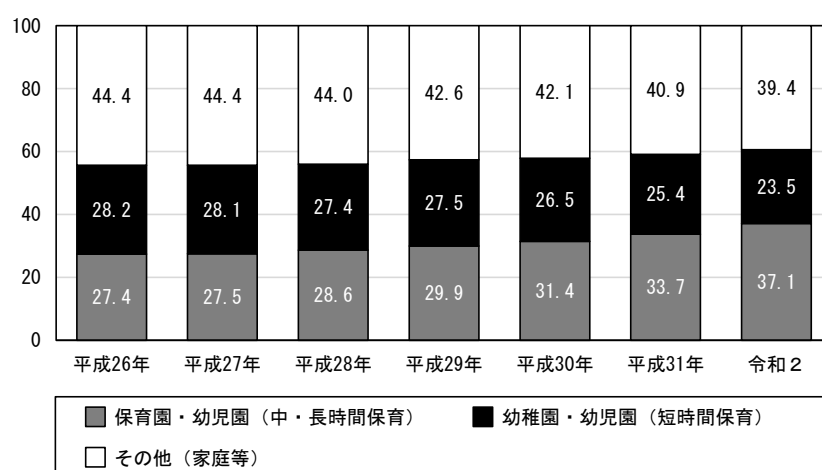
資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

(10) 保育所・幼稚園等の状況

本市の未就学児の就園状況を見ると、保育園・幼稚園（中・長時間保育）が年々増加しており、令和2（2020）年は平成26年より9.7ポイント増の37.1%となっています。

一方、幼稚園・幼稚園（短時間保育）とその他（家庭等）で保育する児童の割合は減少傾向となっています。

【保育園・幼稚園・幼稚園（短・中・長時間保育）利用児童割合の推移】

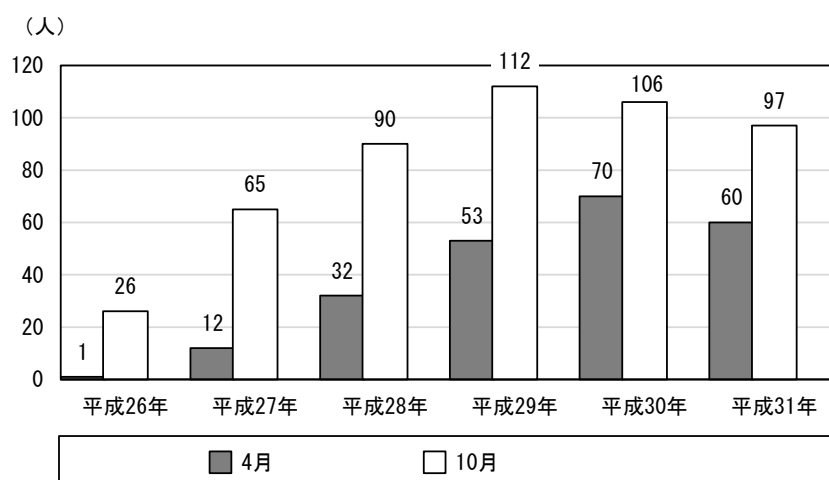


資料：幼児課・自治振興課（各年5月1日時点）

保育園・幼稚園（中・長時間保育）における待機児童の数は、平成26（2014）年以降、毎年増加を続けていましたが、4月時点では平成30（2018）年、10月時点では平成29（2017）年をピークに減少に転じています。しかし、平成31（2019）年は4月時点、10月時点とも、平成26（2014）年と比較して大幅に増加しています。

また、年度中に新たなニーズが発生し、待機児童数が増加する傾向が続いています。

【栗東市の待機児童数の推移】

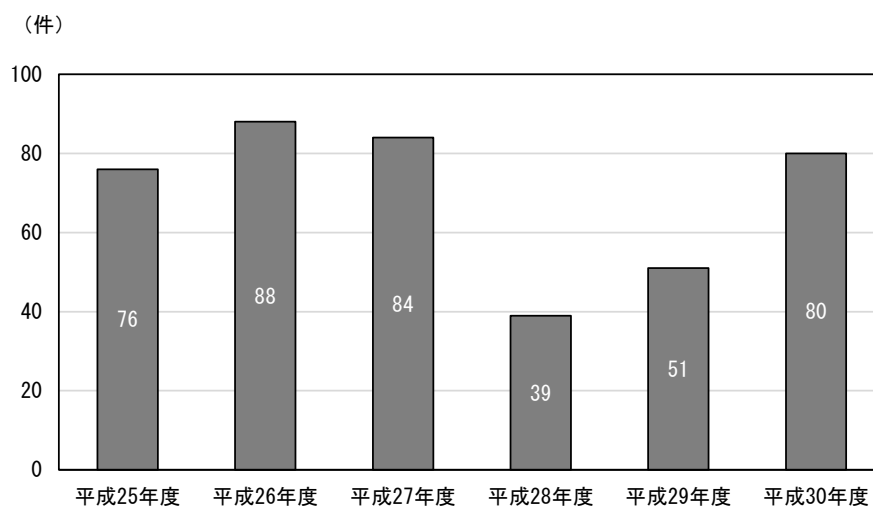


資料：滋賀県保育所等入所待機児童

(11) ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の状況

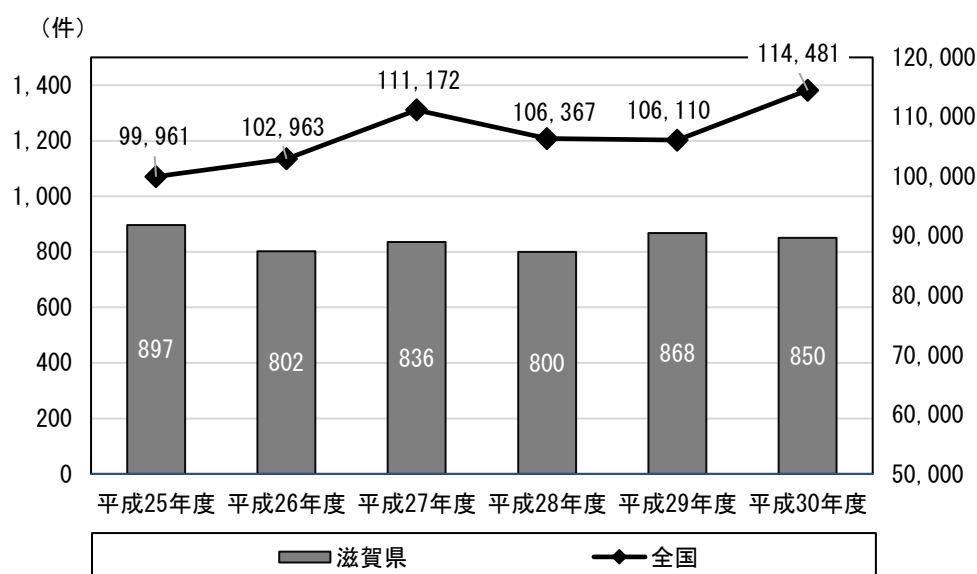
本市のドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の相談件数の推移をみると、平成 26（2014）年度をピークに減少傾向となっていますが、平成 30（2018）年度は平成 25（2013）年度と比較して4件増の 80 件となっています。

【ＤＶ相談件数の推移】



資料：子育て応援課

【ＤＶ相談件数の推移（全国・県）】

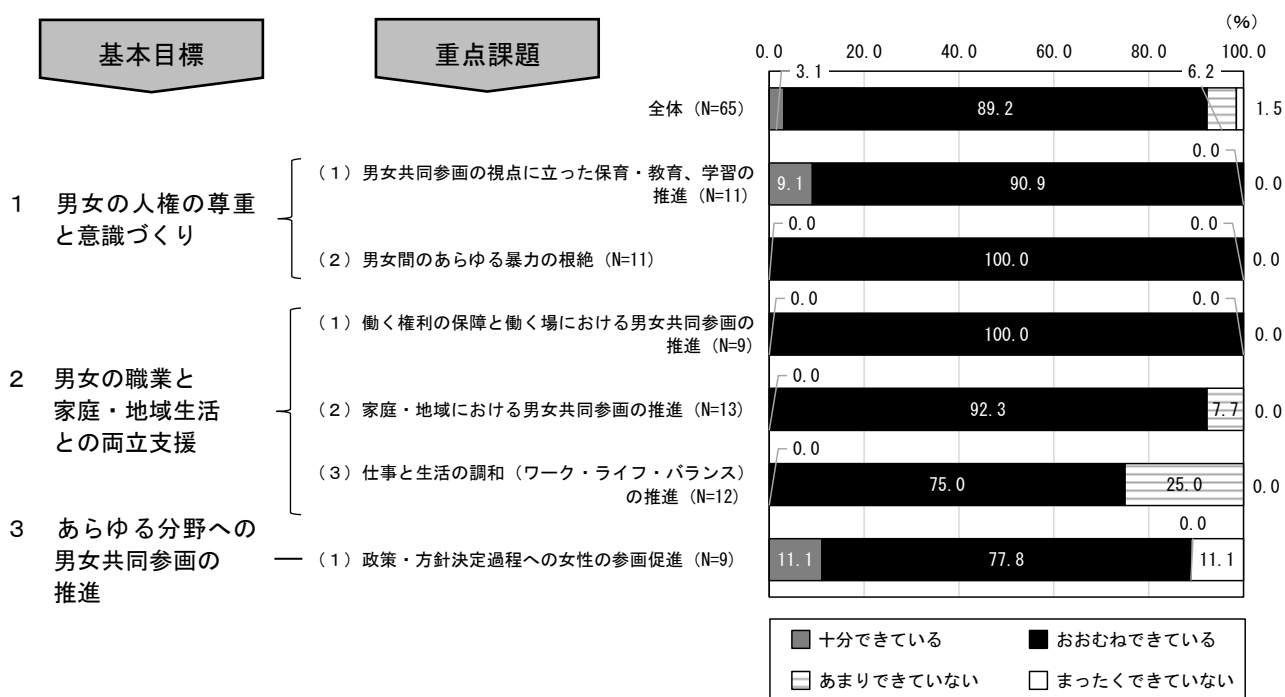


資料：配偶者暴力相談センターへの相談件数

6 前プラン（第5版）における取組みの現状と検証

（１）庁内における取組みの検証

前計画（第5版）の6つの重点課題について、庁内における事業の進捗状況の検証結果は以下の通りです。



※グラフ中の「N (number of case)」は、施策の評価対象となった各所属課数をさす

「基本目標2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援」の「重点課題（2） 家庭・地域における男女共同参画の推進」と「重点課題（3） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」、及び「基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画の推進」の「重点課題（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進」の3項目において、評価がやや厳しくなっています。

このようなことから、ワークライフバランスの推進と、政策・方針決定過程への女性の参画促進に注力することが求められます。

(2) 第5版における目標値の状況

前プラン（第5版）において、計画期間（平成 28(2016)年度～令和2(2020)年度）に達成すべき数値目標として41項目を設定しています。その現状値は以下の通です。

実績値欄の太字は、目標を達成しているもの

基本 目標	重点 課題	項目	データの出典	単 位	平成 26 年 実績値	平成 31 年 目標値	令和元年 実績値
1 男女の人権の尊重と意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	53.8	60	51.9※ ¹
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合	市民アンケート※ ²	%	55.6	70	55.2※ ³
		男女共同参画について話し合ったり、学習したりしたことがない市民の割合	市民アンケート	%	60.9	45.0	62.4
		市や県主催の男女共同参画セミナーや講演会に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	11.8	15.0	6.7
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	市民アンケート	%	43.8	60.0	42.8
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100.0
		男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	850※ ⁴	380	123
		じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	230	280	213
		人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	470	520	624
		社会教育事業（男女共同参画に関する）講座・教室の参加延べ人数	生涯学習課調べ	人	48	55	81
		小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100.0
		多文化共生イベント参加者数	自治振興課調べ	人	610※ ⁵	500	932
	(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	DVを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	10.4	減少	5.2
		セクハラを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	9.6	減少	5.7

※1 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※2 単に「市民アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査をさす

※3 前回、前々回調査と基準を合わせるため、「その他」「不明・無回答」を除いた割合

※4 じんけんセミナー共催分の参加者を含む

※5 栗東ロテリア推進事業分の参加者を含む

基本 目標	重点 課題	項目	データの出典	単 位	平成 26 年 実績値	平成 31 年 目標値	令和元年 実績値
2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	(1) 働く権利の保護と働く場における男女共同参画の推進	職場の中でみて、どちらの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	19.2	35	20.4
		栗東市における女性（25～44 歳）の就業率	国勢調査	%	57.9	73	62.3 ^{※5}
		管理的職業従事者に占める女性の割合	事業所アンケート ^{※6}	%	6	18	12
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	事業所アンケート	%	50	60	87.2
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	—	6	8 ^{※7}
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	—	12	16
	(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	地域で実施している男女共同参画事業に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	14.6	20.0	10.3
		家庭生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	32.1	38	34.9
		地域生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	34.9	40	34.2
		障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	658	720	772
		地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,823	3,000	2,822
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	生活の中における優先度で希望と現実が異なっている人の割合	市民アンケート	%	57.0	36	45.8
		介護を支援する制度がある事業所の割合	事業所アンケート	%	79.0	90	75.5
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合	事業所アンケート	%	45.9	60	94.7 ^{※8}
		男性の育児休業の取得状況	事業所アンケート	%	1.2	5	3.8
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	子ども・子育て支援ニーズ調査	%	43.7	50	42.6 ^{※9}
		地域子育て支援拠点か所数	子育て応援課調べ	か所	3	6	4
		保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	1	0	60 ^{※10}
		延長保育している保育所数	幼児課調べ	園	6	9	13
		法人保育園数（移管件数を含む）	幼児課調べ	園	6	9	14
		介護保険等の出前トークの参加延べ人数	長寿福祉課調べ	人	507	1,500	482

※5 把握できる直近の数値として、実績値においては平成 27 年のもの

※6 単に「事業所アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査をさす

※7 創業支援等事業による支援実績創業者のうち、女性の人数

※8 ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関連した取組みを実施している事業所の割合

※9 把握できる直近の数値として、実績値においては平成 30 年のもの

※10 4 月 1 日時点

基本目標	重点課題	項目	データの出典	単位	平成 26 年 実績値	平成 31 年 目標値	令和元年 実績値
3 男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への 女性の参画促進	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	13.3	18	11.3
		審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	31.1	40.0	34.4
		女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	51.7	70.0	44.8
		自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	16.3	30.0	12.1
		農業組合長の女性就任者数	農林課調べ	人	0	4	0
		市男性職員の育児休業取得数（5年間延べ人数）	総務課調べ	人	0	5	0

《検証》

- 全 41 項目のうち、目標値を達成した項目数は 34.1%にあたる 14 項目となっています。中には「多文化共生イベント参加者数」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合」などのように、目標値を大きく上回っている項目もみられます。
- 目標未達の 27 項目のうち、「男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数」や「介護保険等の出前トークの参加延べ人数」などは、特に目標値と実績値の格差が大きくなっています。
- 令和元年度の実績値（または直近の実績値）が平成 26 年度実績値より後退している項目は、全体の 39.0%にあたる 16 項目となっています。

7 市民アンケートにみる現状と課題

本プランの策定にあたり実施した「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」(令和元(2019)年12月に実施。対象：市内在住の20歳以上の男女各1,000名)の結果から、特徴的なものを抜粋します。

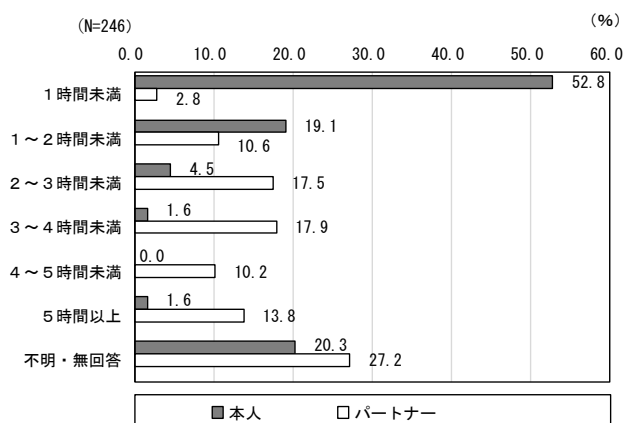
(1) 家事・子育て・家族の介護にかかる時間

家事・子育て・家族の介護にかかる時間に、男女間で大きな開きがみられます。

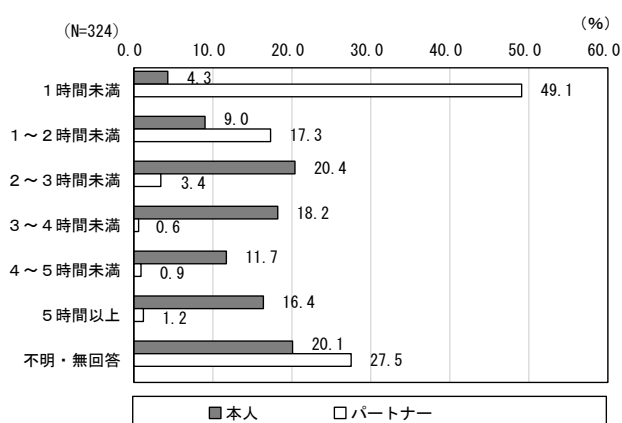
男性では、本人が家事にかかる時間は「1時間未満」が52.8%なのに対し、パートナー(配偶者等)が家事にかかる時間は「3～4時間未満」が17.9%、「2～3時間未満」が17.5%などと、男女間で大きな開きがあります。

これと同様に子育てや家族の介護にかかる時間でも、女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

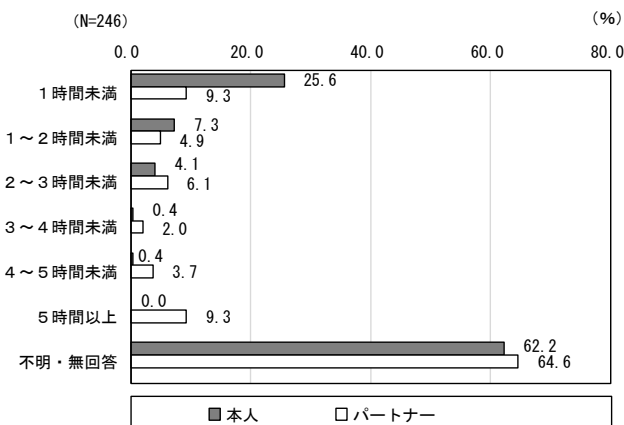
【家事にかかる時間／男性】



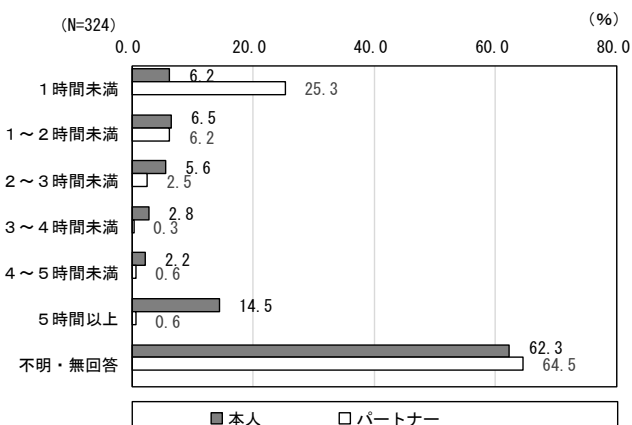
【家事にかかる時間／女性】



【子育てにかかる時間／男性】



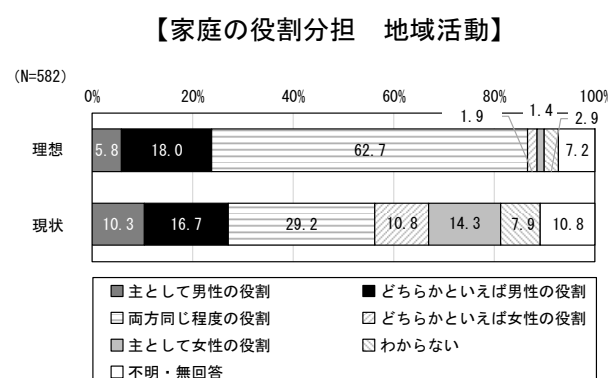
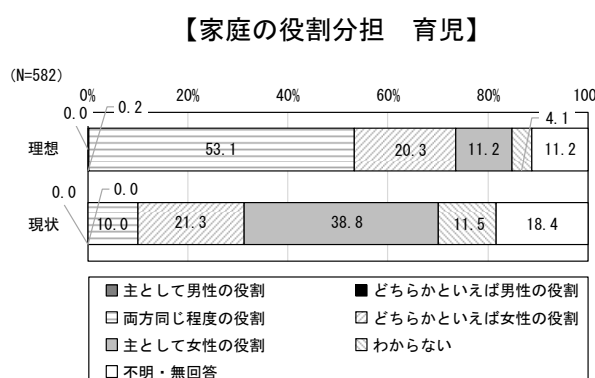
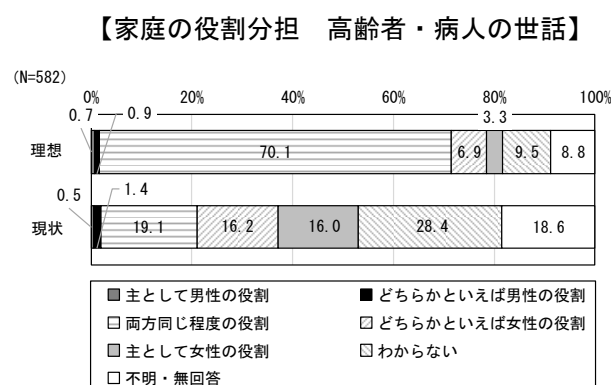
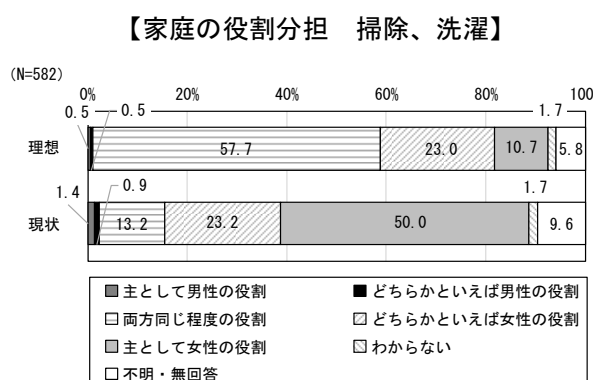
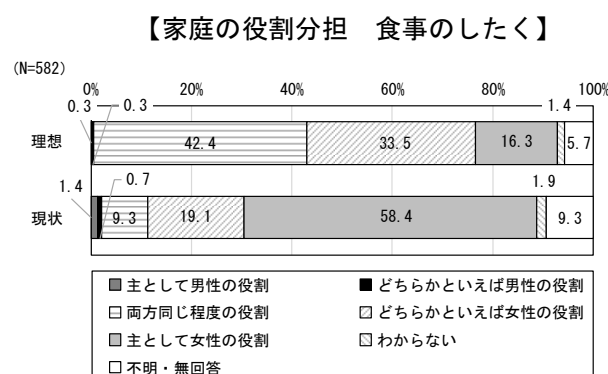
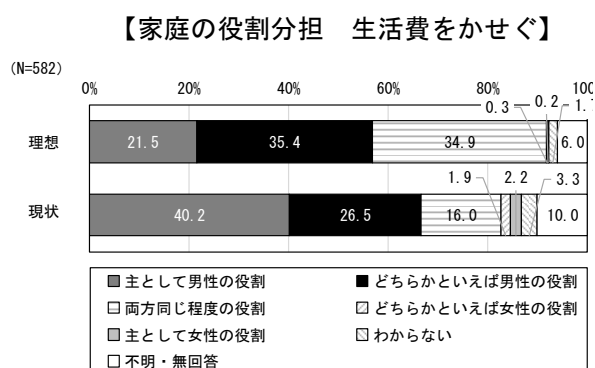
【子育てにかかる時間／女性】



（２）家庭の仕事の役割分担について、理想と現状の格差

家庭の仕事（全 10 項目）の役割分担について、理想では男女とも「両方同じ程度の役割」という回答が多くみられますが、現状では「生活費をかせぐ」で男性に、その他の項目では女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

ただし「地域活動」においては、現状でも「両方同じ程度の役割」という回答が多くなっています。



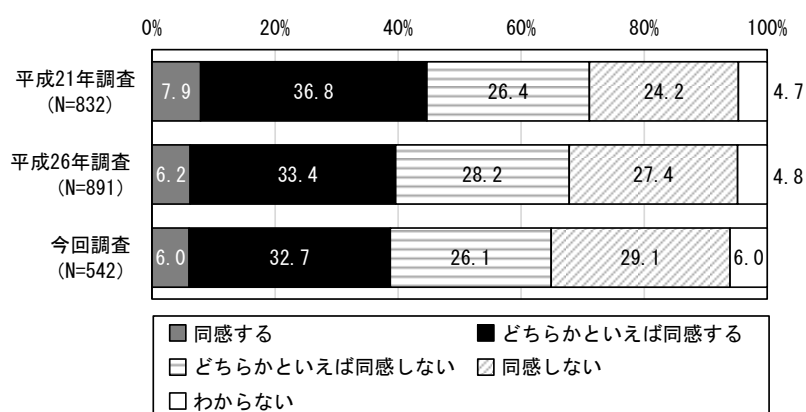
※全 10 項目のうち、一部を掲載

（３）解消されつつあるものの、性別で格差がある役割分担意識への共感度

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対し、「同感する」または「どちらかといえば同感する」と回答した人の割合は、いずれも前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 26 年）と比較して減少傾向にあり、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されつつある様子がうかがえます。

今回調査の結果を性別でみると、男性では肯定的意見（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）が 41.8%、否定的意見（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）が 43.9%、女性では肯定的意見が 31.2%、否定的意見が 58.6%と、男性では肯定・否定が拮抗しています。

【男女の役割分担意識への共感度 経年比較】



【今回調査 男性 (N=246)】

	(%)	
同感する	8.5	肯定的意見 41.8%
どちらかといえば同感する	33.3	
どちらかといえば同感しない	19.1	否定的意見 43.9%
同感しない	24.8	
わからない	6.5	
その他	4.5	
不明・無回答	3.3	

【今回調査 女性 (N=324)】

	(%)	
同感する	3.1	肯定的意見 31.2%
どちらかといえば同感する	28.1	
どちらかといえば同感しない	29.6	否定的意見 58.6%
同感しない	29.0	
わからない	5.2	
その他	1.5	
不明・無回答	3.4	

(4) 子育てにおける男女間の意識の格差

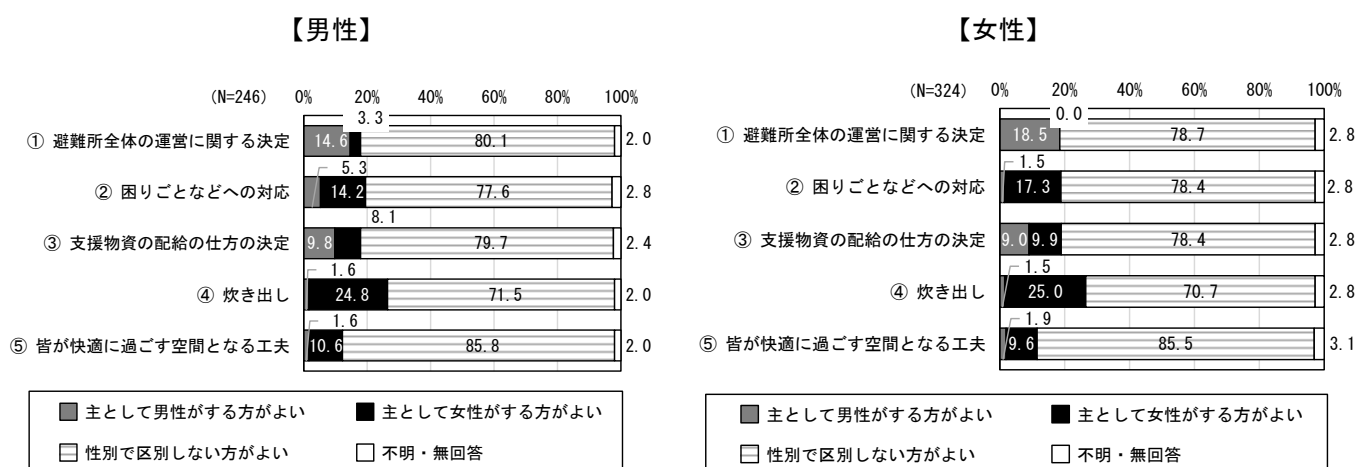
「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」という子どもの育て方に対し、男性では肯定的意見が52.0%、否定的意見が32.9%、女性では肯定的意見が38.9%、否定的意見が47.6%と、男女で肯定・否定が逆転しています。

【男性 (N=246)】			【女性 (N=324)】		
	(%)			(%)	
同感する	14.2	肯定的意見 52.0%	同感する	7.1	肯定的意見 38.9%
どちらかといえば同感する	37.8		どちらかといえば同感する	31.8	
どちらかといえば同感しない	13.8	否定的意見 32.9%	どちらかといえば同感しない	26.9	否定的意見 47.6%
同感しない	19.1		同感しない	20.7	
わからない	9.3		わからない	9.0	
その他	2.4		その他	0.9	
不明・無回答	3.3		不明・無回答	3.7	

(5) 災害時の避難所運営について、一部でうかがえる男女の役割分担意識

災害時の避難所運営について、全5項目のうちほとんどの項目で、男女とも「性別で区別しない方がよい」が8割前後となっています。ただし「①避難所全体の運営に関する決定」では「主として男性がする方がよい」が男性で14.6%、女性で18.5%と他の項目より高く、「重要事項を決定するのは男性」という考えが男女に関わらず根強い様子がうかがえます。

また、「④炊き出し」については、男女とも「主として女性がする方がよい」が2割を超えています。



（６）ワーク・ライフ・バランスは「ある程度できている」が多数派

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、男女とも「ある程度できている」が最も多くなっています。ただし、男性の40歳代では「実現できている部分が少ない」が37.2%と最も多くなっています。

また、女性の20歳代、30歳代、60歳代では「実現できていない」が男性より多くなっています。

【男性】

(%)

	実現できている	ある程度実現できている	実現できている部分が少ない	実現できていない	わからない	その他	不明・無回答
全体 (N=246)	6.5	41.1	23.2	13.4	8.9	0.4	6.5
20～29歳 (N=17)	0.0	41.2	35.3	0.0	23.5	0.0	0.0
30～39歳 (N=31)	3.2	58.1	29.0	3.2	3.2	0.0	3.2
40～49歳 (N=43)	4.7	23.3	37.2	25.6	7.0	0.0	2.3
50～59歳 (N=45)	11.1	33.3	26.7	15.6	11.1	0.0	2.2
60～69歳 (N=52)	5.8	53.8	17.3	7.7	5.8	0.0	9.6
70歳以上 (N=58)	8.6	39.7	8.6	17.2	10.3	1.7	13.8

【女性】

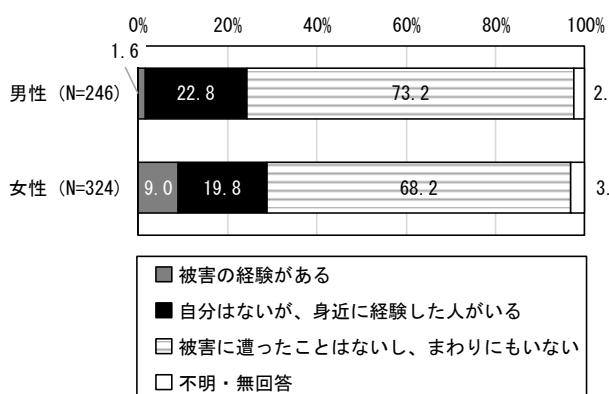
(%)

	実現できている	ある程度実現できている	実現できている部分が少ない	実現できていない	わからない	その他	不明・無回答
全体 (N=324)	8.6	46.0	13.9	14.2	10.2	1.9	5.2
20～29歳 (N=26)	7.7	38.5	15.4	19.2	19.2	0.0	0.0
30～39歳 (N=49)	8.2	40.8	14.3	24.5	12.2	0.0	0.0
40～49歳 (N=65)	7.7	61.5	13.8	7.7	7.7	0.0	1.5
50～59歳 (N=59)	11.9	47.5	15.3	11.9	10.2	0.0	3.4
60～69歳 (N=51)	5.9	43.1	21.6	15.7	2.0	5.9	5.9
70歳以上 (N=73)	8.2	39.7	6.8	12.3	13.7	4.1	15.1

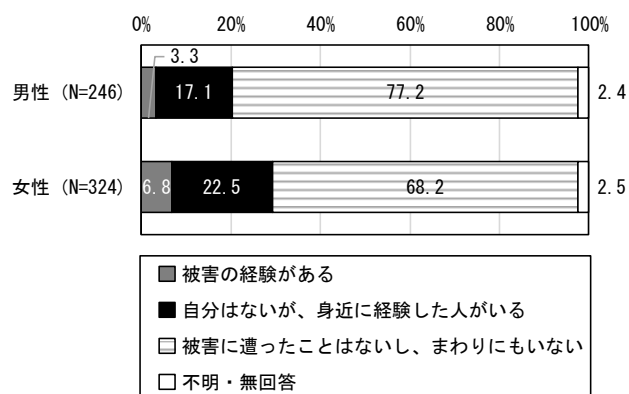
(7) 男女とも存在するセクハラ、DV、ストーカーの被害者

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカーについて、「被害の経験がある」が男女とも1割未満ですが、存在します。また、「身近に経験した人がある」は男女ともにセクハラとDVで約2割、ストーカーで約1割存在しています。

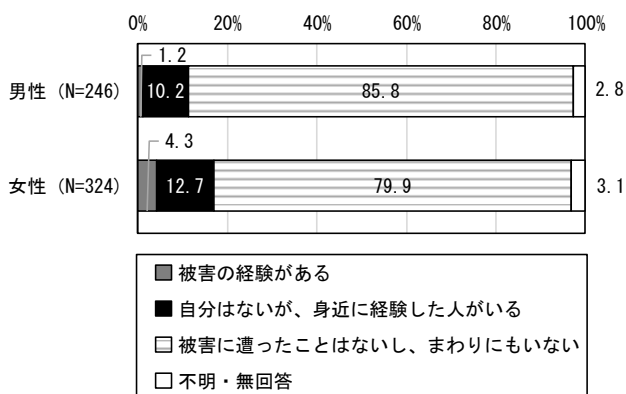
【セクシュアル・ハラスメント】



【ドメスティック・バイオレンス】



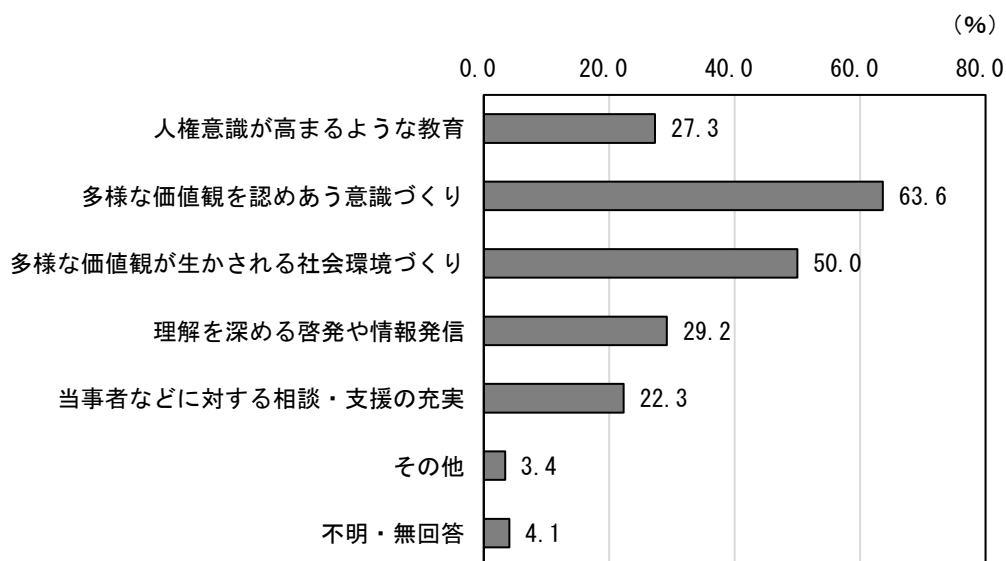
【ストーカー】



(8) L G B Tなどの人が住みやすい社会にするために最も重要なのは、 多様な価値観を認める意識づくり

L G B Tなどの人が住みやすい社会にするために必要だと思うことについて、「多様な価値観を認めあう意識づくり」が63.6%と最も多く、次いで「多様な価値観が生かされる社会環境づくり」が50.0%、「理解を深める啓発や情報発信」が29.2%となっています。

【L G B Tなどの人が住みやすい社会にするために必要だと思うこと】

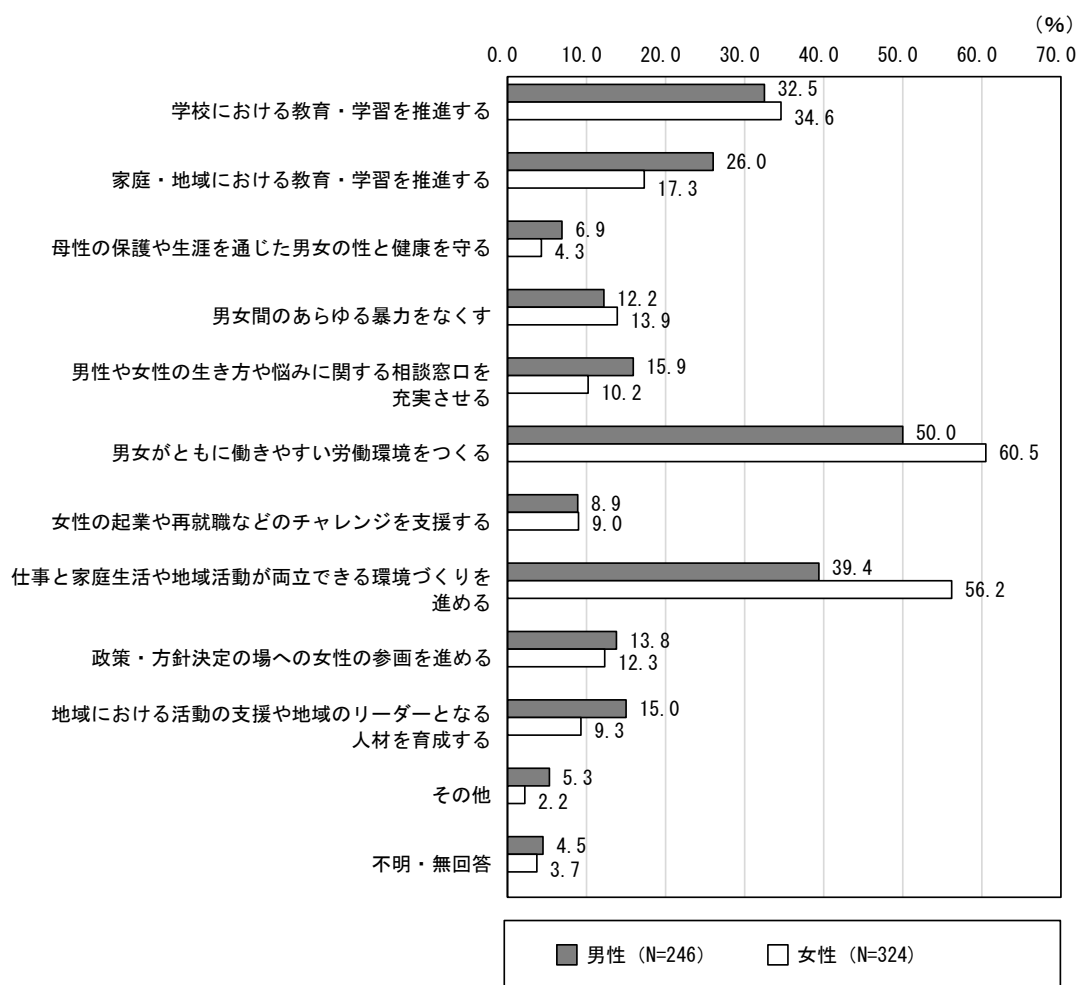


(9) 市が最も注力すべきは、ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の実現のために栗東市が注力すべきこととしては、男女とも「男女がともに働きやすい労働環境をつくること」が最も多く、「仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境づくりを進める」、「学校における教育・学習を推進する」がそれに続いています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたいっそうの取組みが重要であると考えられます。

【ワーク・ライフ・バランス推進のために市が注力すべきこと】



《まとめ》

市民アンケートから課題としてみえてくることとして、子育て・介護・家事について、女性に負担が多い結果となっていることがあげられます。

従って女性活躍の観点から、男性の子育て・介護・家事の参画について、家庭・地域で気運を醸成することが求められます。また、新型コロナウイルス感染症予防対応に見られるテレワークの実施など、社会情勢の変化に伴う各職域の職場環境を見直すことにより、ワーク・ライフ・バランスを創出する機運を高める必要があります。

8 事業所アンケートにみる現状と課題

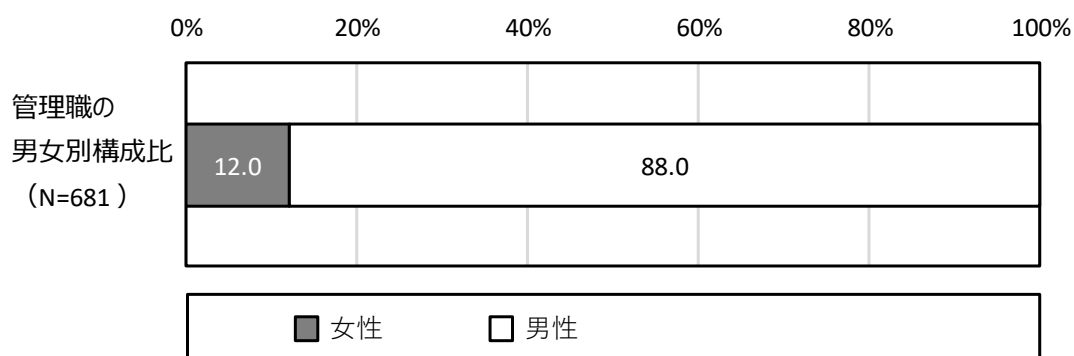
本プランの策定にあたり実施した「栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」（令和元(2019)年 10 月に実施。対象：市内の事業所のうち、企業内同和問題研修窓口担当者設置事業所で、令和元年度において企業訪問を行う従業員 10 人以上の事業所 271 社）の結果から、特徴的なものを抜粋します。

（１）管理職に占める女性の割合は 1 割強

回答があった 90 事業所計での管理職の男女別構成比をみると、「女性」は 12.0%と、大半を男性が占めています。

なお、女性管理職が「いない」と答えた事業所は 56.7%と、6 割近くとなっています。

【管理職の男女別構成比（90 事業所計）】



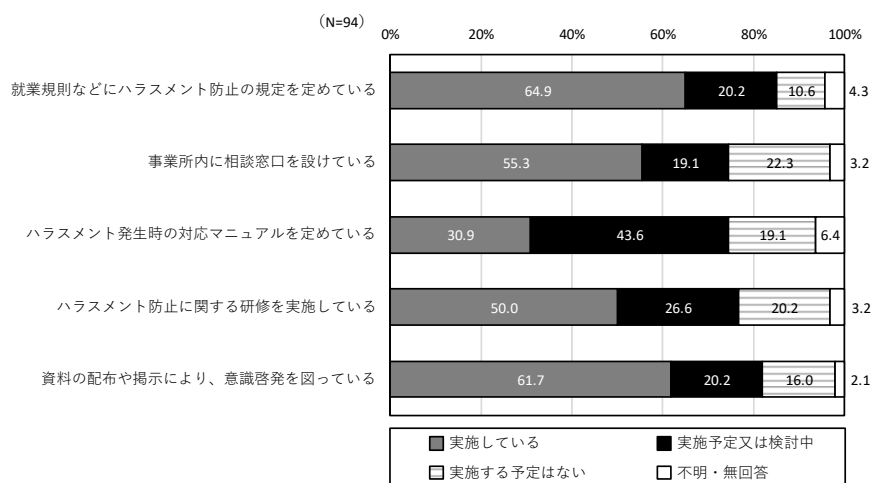
（２）未実施もみられるセクハラ、パワハラ防止対策

セクハラについて、「就業規則などにハラスメント防止の規定を定めている」と「資料の配布や掲示により、意識啓発を図っている」で、「実施している」が６割を上回っています。

「事業所内に相談窓口を設けている」と「ハラスメント防止に関する研修を実施している」で、「実施している」が５割台となっています。

なお、５項目のうち、いずれか１つでも「実施している」と答えた項目のある事業所の数は 79 件（84.0%）でした。

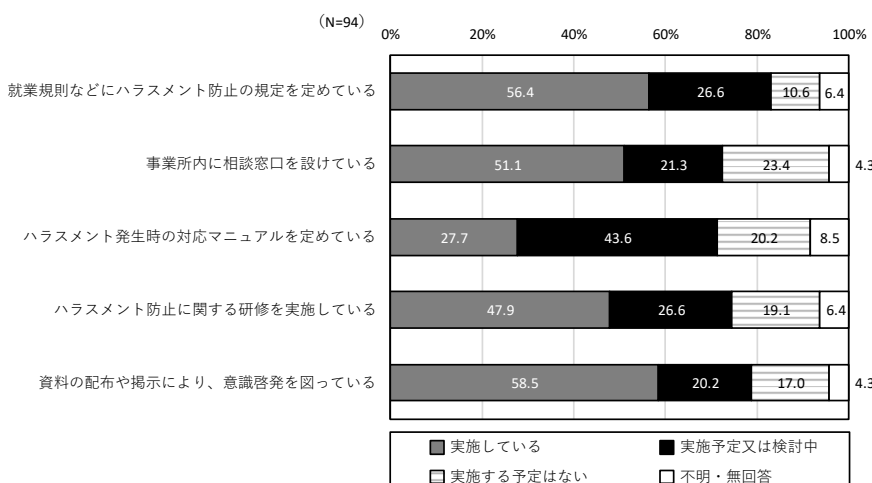
【セクハラ防止の取組み内容】



パワハラについて、「就業規則などにハラスメント防止の規定を定めている」「事業所内に相談窓口を設けている」と「資料の配布や掲示により、意識啓発を図っている」で、「実施している」が５割を上回っています。全体的にセクハラより、「実施している」が少なくなっています。

なお、５項目のうち、いずれか１つでも「実施している」と答えた項目のある事業所の数は 74 件（78.7%）でした。

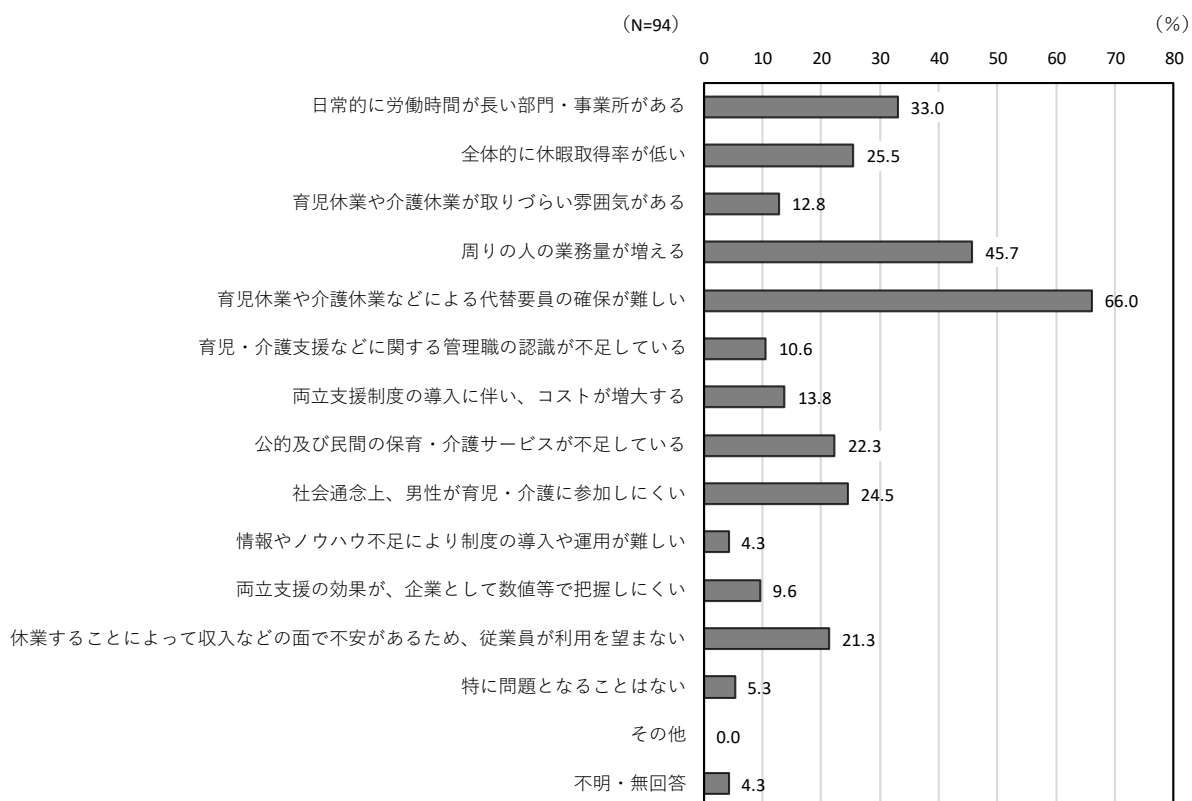
【パワハラ防止の取組み内容】



(3) 人的な課題が多い、両立支援制度の利用促進

仕事と育児や介護との両立支援制度の利用を促進しようとする場合の課題については、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が66.0%と最も多く、次いで「周りの人の業務量が増える」が45.7%、「日常的に労働時間が長い部門・事業所がある」が33.0%となっています。

【仕事と育児や介護との両立支援制度の利用促進に関する課題】



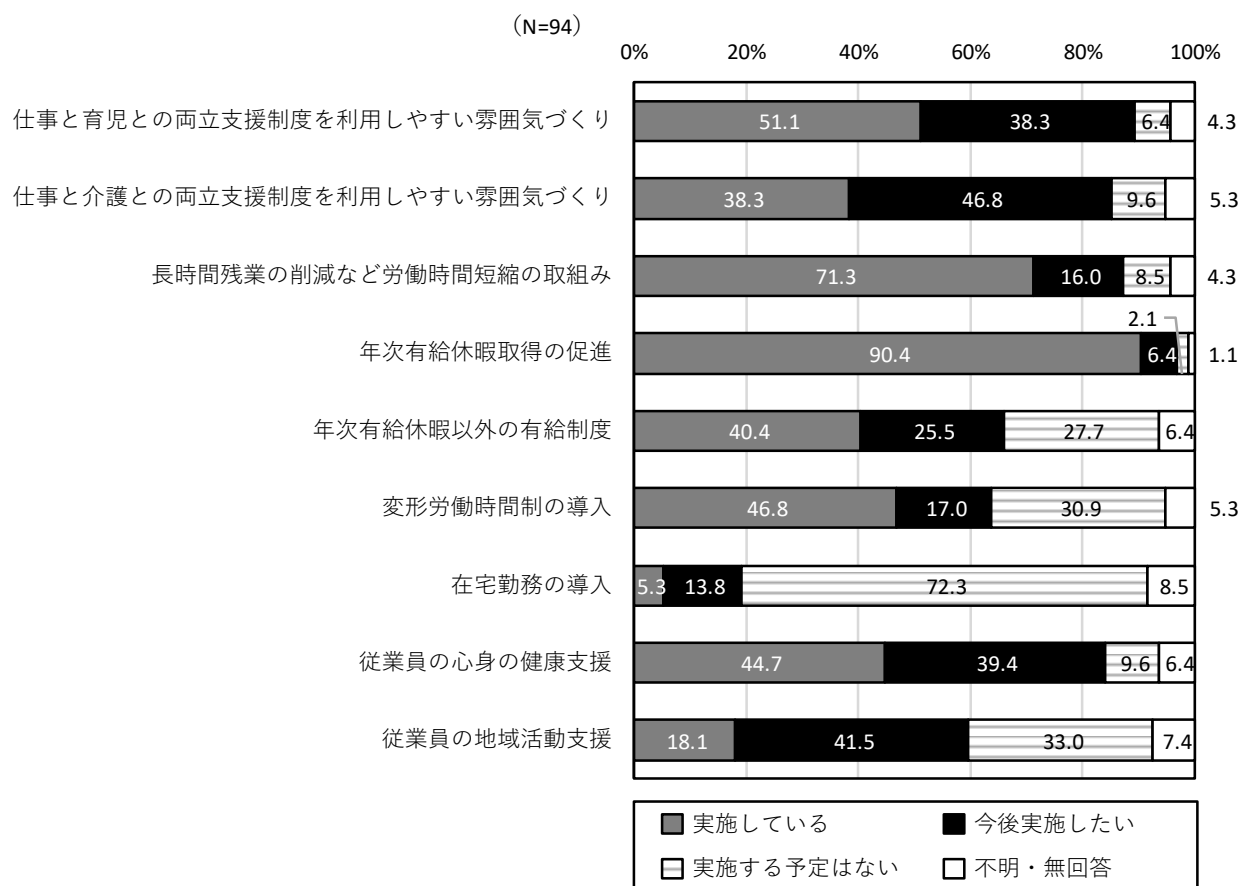
(4) 実施状況にばらつきがみられる働き方改革の取組み

「ワーク・ライフ・バランス」の実現や「働き方改革」に関連して実施している取組みについては、「年次有給休暇取得の促進」で、「実施している」が9割を上回っています。

「長時間残業の削減など労働時間短縮の取組み」で、「実施している」が7割を上回っています。

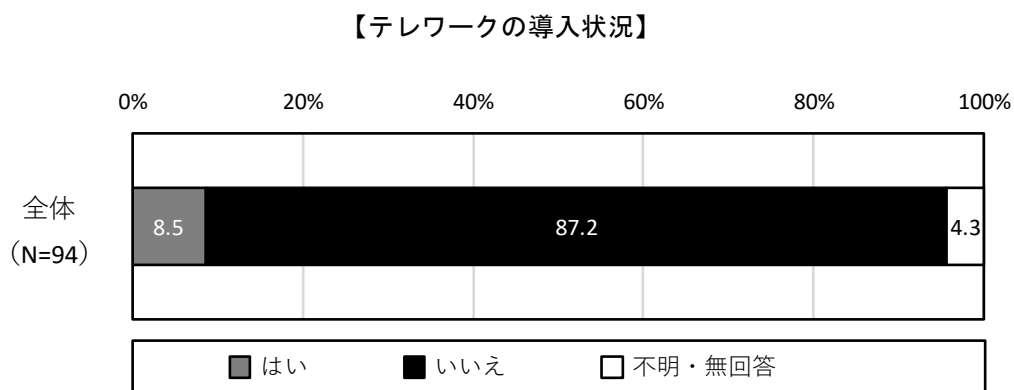
「仕事と育児との両立支援制度を利用しやすい雰囲気づくり」で、「実施している」が5割を上回っています。

【ワーク・ライフ・バランス、働き方改革に関する取組みの実施状況】



（５）１割に満たないテレワークの導入状況

在宅勤務などのテレワーク（情報通信技術を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方）の導入については、「はい」（導入している）が8.5%、「いいえ」（導入していない）が87.2%となっています。



《まとめ》

事業所アンケートから課題としてみえてくることとして、女性管理職の割合が2割に満たないことや、ハラスメント防止の取組みに未実施の部分が多いこと、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みが十分ではないことなどがあげられます。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

前プラン（第5版）においては、「女（ひと）と男（ひと）が ともに歩み、ともに輝く社会」を基本理念として定め、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、市民アンケートの結果にあるように、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、性別にかかわらず、あらゆる場面で個人が望む選択が容易にできない現状があります。

本プランでは、前プランでの基本理念の実現がまだ道半ばであることなどを勘案し、この基本理念を継承して本市における男女共同参画社会の実現を目指します。

本プランの基本理念

ひと ひと
「女と男が ともに歩み、ともに輝く社会」

2 全体を通じた重要な視点

基本理念をもとに具体的な施策を展開するにあたり、常に意識すべき重要な視点を「様々な場面での個性の活躍」とします。

女と男がともに歩み、ともに輝くためには、様々な場面において、性別にかかわらず個性に応じて役割を果たすことが望まれます。しかしながら、家庭・地域・働く場など多くの場面において、女性の能力が十分に発揮できていない現状があります。個性に応じて女性が役割を担うことにより、例えば、家庭においては男性が生計を支える重荷を軽減できたりなど、男性の生きづらさからの解放にもつながると考えられます。

固定的な性別役割分担意識にかかわらず、様々な場面で個性に応じて活躍することは、すべての人にとって大切な取り組みです。

重要な視点

様々な場面での個性の活躍

3 基本目標と重点課題

基本理念のもと、以下の基本目標と重点課題を定め、具体的な施策を展開します。

基本目標 1 あらゆる人権の尊重と意識づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進

- 人権の尊重や男女共同参画に関する意識は、幼児期から育むことが重要です。このため、学校教育等を通じて男女共同参画を含む人権意識の醸成に努めるとともに、年代に応じた性教育についても、適切に推進します。
- 市民アンケートの結果などから年代によって男女共同参画に関する意識の違いがみられることから、生涯を通じた男女共同参画の意識づくりにも努めます。

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 親しい男女間の暴力(ドメスティック・バイオレンス＝DV)は潜在化しやすく、被害者が誰にも相談しにくい状況もみられることから、啓発等を通じてDVの根絶を目指すとともに、被害者・加害者双方に対する相談・支援体制の充実に努めます。

(3) 多様性についての理解促進(新規)

- 男女共同参画を含む人権意識の向上のためには、多様な価値観や個性を尊重し合い認め合う機運の醸成が重要です。このため、あらゆる場面を通じて価値観の多様性についての理解促進に努めます。
- 特にLGBT*など性のありかたや性的指向の多様性、本市において増加傾向にある外国人住民の文化などについて、市民の理解が深まるよう努めます。

基本目標 2 職業と家庭・地域生活との両立支援

(1) 働く権利の保障と働く場における男女共同参画の推進

- 非正規雇用で働く人の多さや、女性が働きながら子育てをすることの困難さなど、社会における女性の活躍推進を阻害する要因は依然として存在しています。このため、女性が能力や個性に応じて社会で活躍できるよう、女性の就業や起業、再就職などの支援に努めます。
- 男性もまた、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られて長時間労働を強いられたり、自由なキャリアの選択が阻害されたりと、職場で不利益を被っている現状がみられます。このため、働く場における男女共同参画を推進することにより、男性が自らの指向や価値観、個性、家庭事情などに応じた柔軟な働き方ができるよう、事業者への働きかけなどの取組みに努めます。

※LGBT: Lesbian(女性同性愛者)、Gay(男性同性愛者)、Bisexual(両性愛者)、Transgender(身体の性と心の性が一致しない人)の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われる。

（２）家庭・地域における男女共同参画の推進

- 市民アンケートの結果をみると、家事や育児、地域活動などについて、男女間で意識の違いがみられます。また、現状でもそれらについて男女の格差がみられることから、家庭や地域において男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担の意識を解消することが重要です。このため、家庭や地域で、性別ではなく個性に応じて役割を担う取組みを推進するとともに、自治会などの地域組織を通じて、家庭や地域で男女共同参画の機運の醸成に努めます。

（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 家庭、職場、地域活動などで男女共同参画を実現するためには、性別を問わず誰もが時間や労力の適切なバランスをもって、それらに従事できる環境づくりが重要となります。このため、ワーク・ライフ・バランスの推進について事業者と働く人、双方に啓発を行うとともに、社会全体で子育てや介護を支援する体制の充実に努めます。
- 市民アンケートの結果をみると、家事全般について、女性に負担が偏っている現状がうかがえます。このため、男性が家事や育児、介護等に積極的に参画できるよう、意識の啓発とともに、育児等に関する知識や情報を男性向けに発信するなどの取組みに努めます。

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 前プラン（第5版）における数値目標の検証結果や市民アンケートの結果などをみると、行政をはじめ様々な場面で重要な方針などを決定する場での男女共同参画は計画通りに進展していない様子が見えてきます。このため、市の各種審議会や委員会、さらに庁内において、政策・方針等を決定する場への女性の参画促進を、目標値を定めて促進します。

（２）男女共同参画の視点による防犯・防災体制の整備（新規）

- 過去の震災において、避難所等で性別による特性に配慮がなされておらず、男女ともに不自由や不便を感じたという事態が明らかとなっています。本市においても男女共同参画の視点による防犯・防災体制の点検・見直しを行い、誰もが安心して過ごせる地域社会づくりに努めます。

3 施策体系

本プランでは前プラン（第5版）の施策を継承しつつ、既存施策の見直しや新規施策の追加などを行い、以下の施策体系で具体的な取組を推進します。

基本目標	重点課題	施策の方向
1 あらゆる人権の尊重と意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進	①保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進 ②家庭、地域社会における教育、学習の推進 ③性の尊重と健康についての意識の醸成 ④国際的な取組みとの協調
	(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス（DV）等に対する支援体制の充実 ②メディアにおける男女共同参画の推進
	(3) 多様性についての理解促進（新規）	①性の多様性を理解するための教育・学習の推進 ②多文化共生に向けた理解の促進
2 職業と家庭・地域生活との両立支援	(1) 働く権利の保障と働く場における男女共同参画の推進	①誰もが対等に働く機会の提供 ②女性の就業・起業の支援 ③働きやすい職場環境の整備
	(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	①地域における男女共同参画の推進 ②困難を抱える人々への支援
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	①仕事と育児・介護等との両立支援 ②男性の家事・育児・介護等への参加促進
3 あらゆる分野での男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性参画の促進 ②庁内における男女共同参画の推進
	(2) 男女共同参画の視点による防災体制の整備（新規）	①自主防災組織等における女性活躍の推進 ②男女共同参画の視点による防災体制の整備

ここから先は
素案段階での
検討となります

第3章 プランの内容

基本目標1 あらゆる人権の尊重と意識づくり

この分野の課題と方向性〇〇〇〇〇〇

(1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進

①保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進

施策 番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1			
2			

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

(3) 性の多様性についての理解促進（新規）

基本目標2 職業と家庭・地域生活との両立支援

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

第4章 関連指標

第5章 推進体制

資料編